年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1	今回(のあっ	H	ょ等σ)概要
	/ (=) \	JJ (X) _	,	/ TT V.	7 11 M. ~~

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47年9月については5万2,000円、同年10月から48年4月までについては6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月15日から48年5月1日まで 私は、昭和41年2月28日から48年4月30日までA事業所に勤務してい たが、社会保険庁の記録によると47年9月15日に資格喪失しているので、 記録が欠落している同年9月15日から48年5月1日まで厚生年金保険の被 保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び退職証明書により、申立人が申立期間に継続してA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚から「申立人の申立期間の業務内容は、その以前と変更は無く、勤務時間も同じだった」旨の証言があり、これらの証言は、人事記録からも確認できる。

さらに、申立人と同じ高校を卒業し、同時期に同じ部署で雇用されて同時期に解雇され、同じ労働条件であった同僚のA事業所での厚生年金保険の加入記録は、昭和48年4月1日まで確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の医療保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和47年9月を5万2,000円、同年10月から48年4月までを6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社X支店における資格取得日に係る記録を昭和48年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月26日から49年1月1日まで

A社において、昭和39年4月1日から平成13年2月28日まで継続して 勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和48年12月26日から49年1 月まで厚生年金保険の加入漏れが生じている。

当初から健康保険・厚生年金保険に加入し、給与からも社会保険料が源泉徴収されていたので被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の人事記録や給与等を記録した職員カード及び事業主の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和48年12月25日同社Y支店から同社X支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、転勤に伴う事務処理を行うに当たって、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和49年1月1日として届け出たため、48年12月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和50年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月11日から同年5月1日まで

A社において、昭和35年4月1日から平成13年7月31日まで継続して 勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和50年4月11日から同年5月 まで厚生年金保険の加入漏れが生じている。

当初から健康保険・厚生年金保険に加入し、給与からも社会保険料が源泉徴収されていたので被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の人事記録や給与等を記録した職員カード及び事業主の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和50年4月10日同社X支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年5月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、転勤に伴う事務処理を行うに当たって、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和50年5月1日として届け出たため、同年4月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の昭和56年2月から57年3月までの期間、57年4月から58年9月までの期間及び60年9月から63年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から57年3月まで

② 昭和57年4月から58年9月まで

③ 昭和60年9月から63年1月まで

私は、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したが、①昭和56年2月から57年3月までの期間、②57年4月から58年9月までの期間及び③60年9月から63年1月までの期間について、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①については免除申請を行い、申立期間②及び③については保険料を納付していた記憶があるため、当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付及び納付時期についての記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成3年7月以降であることが推認できることから、その時点では申立期間のいずれの期間についても時効により保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が免除手続を行ったとしている申立期間①については、その当時、申立人は学生で国民年金の未加入期間であり、当該期間については、昭和57年に県内市役所でさかのぼって免除申請を行ったとの主張であるが、未加入期間に対する免除申請をさかのぼって行うことはできず、申立人の主張に不自然な点が見受けられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月1日から同年10月31日まで

② 昭和52年6月1日から54年3月31日まで

私は、昭和46年9月1日から55年11月16日まで継続してA事業所で勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所から申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いとされた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票など の資料が無い。

A事業所は、昭和46年9月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となり、52年6月20日にいったん適用事業所でなくなり、53年9月1日に再度適用事業所となっている。また、登記簿謄本において同事業所は52年11月21日に解散しているが、53年9月1日に再度適用事業所となっている経緯を当時の事業主に聴取するも不明としている。

申立期間①については、社会保険事務所が保管している「厚生年金保険被保険者原票」により、昭和49年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に被保険者資格を再取得したことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致している。 さらに、申立人の同僚複数名に申立期間①に係る申立人の勤務状況を聴取す るが、いずれもが不明としている。

申立期間②の始期である昭和52年6月1日は、当時の代表者以外の従業員の厚生年金保険の資格喪失日と同日であることが確認できる。

また、昭和52年6月21日から53年8月31日までの間については、A事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが認められる。

申立期間②のうち、昭和53年9月1日から54年3月31日までの期間については、社会保険事務所が保管している「厚生年金保険被保険者原票」により申立人は、54年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し55年11月16日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA事業所の厚生年金保険被保険者名簿における整理番号は欠番なく連続しており、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者となったことが確認できない。

さらに、厚生年金保険の資格取得日が、昭和53年9月1日である同僚複数名によると、「A事業所は昭和53年9月1日の厚生年金保険の再適用以前から存在しており、申立人は申立期間②において勤務していた。」との証言があるものの、「申立期間当時、従業員の一部は厚生年金保険に加入していなかった」との証言がある。

加えて、同僚複数名は、「入社時に従業員は20名から30名程度いた。」と 証言しているが、A事業所において昭和53年9月1日に厚生年金保険の資格 を取得した者は7名であることから、同事業所は従業員の一部のみを厚生年金 保険に加入させていたものと推認せざるを得ない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間①及び③については、厚生年金保険被保険者として、その 主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月1日から46年5月13日まで

(A社)

② 昭和46年8月1日から47年1月30日まで

(B事業所)

③ 昭和47年1月31日から48年1月15日まで

(C社)

私は、申立期間①はA社に、申立期間③はC社に勤めており、それぞれの厚生年金加入記録はあるが、A社の前に勤めていたD社の給与からみて、標準報酬月額が少なすぎるので、調査した上で、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間②はB事業所に勤務していたが、この間の厚生年金保険の記録が無いとされた。保険料を控除されていた事実を確認できる書類は無いが、B事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は「A社の前に勤めていたD社の給与から比べてA社及びC社の標準報酬月額が低い。」旨の主張をしているが、申立人がD社の給与と主張する額は、厚生年金沖縄特例納付書に記入されている再評価された厚生年金加入期間の平均標準報酬月額であり、申立人のD社における給与を同社に照会したところ、A社及びC社の標準報酬月額と比べて高くなかったことが確認できる。

また、A社及びC社における申立人の標準報酬月額も、両社における同僚の標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、記録の相違は無い。

このほか、申立人の申立期間の標準報酬月額が低く記録されている事実がうかがえる周辺事情、関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のB事業所については、同事業所に勤務していた同僚により、「申立期間当時において、申立人がB事業所に勤務していた。」とする証言があるものの、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、雇用保険の記録も無い。

また、申立期間を含む昭和46年1月から47年5月までの間にB事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した12名を調査したところ、厚生年金保険被保険者の整理番号は欠番無く連続しており、申立人に係る記録は無い上、同事業所で社会保険事務を担当していた者からの聴取においても「B事業所の従業員の中には社会保険に加入していなかった者もいた。」と証言している。

さらに、B事業所は平成17年5月に解散しており、人事記録等の関連資料を得ることもできない。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月26日から同年12月1日まで 私は、昭和41年から51年4月7日までA社に継続して勤めていたにもか かわらず、48年5月26日から同年12月1日までの7か月の厚生年金保険 の加入記録がない。給与明細書等の資料は残っていないが、当該期間につい て、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。また、社会保険事務所が保管しているA社に係る船員保険被保険者名簿によると、当該事業所における申立人の船員保険の再取得日は昭和47年5月15日で、喪失日は48年5月26日とあり、継続勤務であれば同年9月の標準報酬月額の改定記録があるべきであるが標準報酬月額の改定記録は無い上、同年6月8日に健康保険証を返納した記載があり、同年12月1日に船員保険を再々取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管している船員保険給付記録台帳を調査したところ、申立人の失業保険給付記録として昭和48年6月20日付けで失業手当・受講手当及び通所手当を受給していることが確認できる。

加えて、A社が保管している船員保険取得関係帳によると、同社における申立人の船員保険の再取得日は昭和47年5月15日とあり、喪失日として48年5月26日の記載がある上、再々取得日は同年12月1日となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している事業所別被保険者名簿により、申立人の申立期間を含む昭和48年5月10日から同年11月30日までに資格取得した32名を調査したところ、被保険者整理番号は欠番が無く連続しているが、申立人の氏名は確認できない。

このほか、雇用保険の加入記録も無く、申立てに係る事実を確認できる関係 資料、周辺事情は無い。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。